協議の場を設けた区域の範囲 菊川川南地区 (防迫上集落、防迫下集落、竜王集落)

- 2. 協議の結果を取りまとめた年月日 令和2年2月24日
- 3. 今後の地域の中心となる経営体の状況
 - (1) 経営体数

 法人
 3経営体

 個人
 3経営体

(2) 農地の集積面積

23.4ha

4. 地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

自分で耕作管理できなくなった農地については、中心経営体である(株)とよらの里に集積するほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

- 5. 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針
 - (1)農地の貸付等の意向
 - ・貸付け等の意向が確認された農地は1.4ha、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積は12.4ha、70歳未満で離農の意向がある農業者の耕作面積は0.7haとなっている。
 - (2) 農地中間管理事業の活用方針
 - ・必要に応じて活用する。
 - (3) 鳥獣被害防止対策の取組方針
 - ・地域ぐるみでの侵入防止柵や檻の設置、捕獲体制の構築等に取り組む。
 - (4) 新規作物の導入方針
 - ・米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産に、必要に応じて 取り組む。

(5) 農業の継続への取組方針

・多面的機能支払制度を活用し、水路農道を含む農地の維持管理等に努める。ほか、小規模農家でも取り組める制度を積極的に活用し、営農の継続、後継者の確保に努める。